

## 休日（夜間）作業届について

平成30年10月30日  
茨城町総務部財政課

このことについて、平成30年11月1日以降に契約する建設工事から、休日や夜間に作業を行う場合には事前に別紙の休日（夜間）作業届を監督員に届け出るようお願いいたします。

なお、休日とは原則土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇とします。